

## 「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書 新旧対照表

改正前	改正後
<p>島根県（以下「甲」という。）並びに出雲市、安来市及び雲南市（以下「乙」という。）は、甲が行う甲、松江市及び中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）が締結する島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定に基づく計画等に対する事前了解の回答のほか、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続を経ることを確認する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 甲は乙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。</p> <p>2 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙に説明する。</p> <p>3 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。 その際、乙から甲に対し意見等の提出があった場合には、当該意見等を付して届けるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>平成25年10月29日</p> <p style="text-align: right;">甲 島根県知事 溝口善兵衛 乙 出雲市長 長岡秀人 安来市長 近藤宏樹 雲南市長 速水雄一</p>	<p>島根県（以下「甲」という。）並びに出雲市、安来市及び雲南市（以下「乙」という。）は、甲が行う甲、松江市及び中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）が締結する島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「県安全協定」という。）について下記のとおり確認する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 県安全協定に基づく計画等に対する事前了解の回答のほか、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、次の（１）から（３）の手続を経ることとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">（１）甲は乙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。</p> <p style="padding-left: 2em;">（２）甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙に説明する。</p> <p style="padding-left: 2em;">（３）前号の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。 その際、乙から甲に対し意見等の提出があった場合には、当該意見等を付して届けるものとする。</p> <p>2 乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合には、甲に対し、県安全協定第11条に定める立入調査の実施を要請することができるものとする。</p> <p>3 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、乙に意見を聴取の上、県安全協定第12条に定める適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを、中国電力に対し、求めるものとする。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">甲 島根県知事 丸山達也 乙 出雲市長 飯塚俊之 安来市長 田中武夫 雲南市長 石飛厚志</p>